

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 福祉相談センター規程

規程第8号
2009年10月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という。）の「委員会の設置および運営に関する規程」に基づき、本会が福祉相談センター（以下「本センター」という。）を設置したことに伴い、本会における本センターの役割を明確にするとともに、本センターが兵庫県地域における権利擁護確立のための事業を行うことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 本センターの名称は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会「福祉相談センター」と称する。

2 本センターの名称を県民に分かりやすいものとするため、本会理事会は、本センターに愛称をつけることができるものとする。

(構成員)

第3条 本センターは本会の会長、副会長、次の委員会の長またはこれに代わる委員会選任の代表者及びセンターが推薦した理事並びにセンター担当の事務局員で構成する。

- (1) ぱあとなあ兵庫
- (2) 相談委員会
- (3) ソーシャルワーク研究委員会
- (4) こども家庭支援委員会
- (5) 高齢者・障害者虐待対応委員会
- (6) 地域包括支援センター支援委員会
- (7) 生活困窮者支援委員会
- (8) 研修委員会
- (9) 障がい福祉委員会
- (10) 更生支援委員会
- (11) 地域移行支援委員会

(事務所)

第4条 本センターの事務所は、本会事務局内に置く。

(事業)

第5条 本センターは次の事業及び活動を行う。

- (1) 権利擁護に関する相談事業
- (2) 権利擁護に関する学習活動
- (3) 権利擁護に関する啓発活動
- (4) 権利擁護に関する研究活動
- (5) 関係機関・団体との連携（公益社団法人日本社会福祉士会・他の専門職団体・地域の保健福祉機関等）
- (6) その他権利擁護に必要な事業

(相談業務)

第6条 本センターは、県民等からの権利擁護に関する相談を受け付ける。

- 2 前項に定める相談の受付時間は、平日の午前10時から午後4時までとする。
- 3 前各項に定めるほか、相談業務に関する内容は別途第10条に定める役員会が定めるものとする。

第2章 役員

第7条 本センターは構成員から選出した次の役員を置く。

- (1) センター長 1名 本会会長が兼務する
- (2) 副センター長 数名 本会副会長が兼務する
- (3) 運営委員 第3条に定める委員会の長またはこれに代わる委員会選任の代表者を以って運営委員とする。また、各相談分野に応じて各事業及び活動の担当者を定める
- (4) 事務局員 1名 本センター担当者事務局員がこれを行う

(職務)

第8条 各役員の役割は、次のとおりとする。

- (1) センター長 本センターを統括し、センターを代表する
- (2) 副センター長 本センター長を補佐し、センター長に事故あるときはこれを代行する
- (3) 運営委員 本センターの行う事業及び活動が円滑に実施できるようにこれを執行する

- (4) 事務局員 本センターの相談に関する業務、本センターの事務及び会計を担当する。また、相談事業における受付相談員を兼務する

(任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 会議

(会議)

第10条 本センターの行う会議は役員会とし、次に定める事項を行う。

- (1) 役員を選出
- (2) 重要事項の審議
- (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (4) 予算及び決算の承認
- (5) その他重要な事項の審議

2 役員会は2か月に1回開催するものとする。

第4章 会計

(会計)

第11条 本センターの会計は、本会からの交付金、助成金、寄付金、その他経費を以って構成する。

2 本センターの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎事業年度終了後、定例の役員会で会計報告及び決算承認を行い、本会に報告する。

第5章 改正その他

(改正)

第12条 本規定の改正は、役員会で決議したのち、本会理事会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この規定は、2009年10月1日から施行する。
- 2 この規定は、2022年6月25日から改正施行する。